

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00030 沿革 (略) 平成 <u>26 年 7 月 24 日</u> 一部改正</p> <p>中小企業輸出代金保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(申込み)</p> <p>第 1 条 中小企業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日から 30 日前の日から船積の前日までに別紙様式第 1 による中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を<u>日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）</u>に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約で代金が 2 以上の通貨で決済される場合又は貨物の仕向地が 2 以上にわたる場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 1 7 年 4 月 1 日 05-制度-00030 沿革 (略)</p> <p>中小企業輸出代金保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p><u>(事前相談)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 中小企業輸出代金保険の事前相談を行おうとする者は、別紙様式第 1 による中小企業輸出代金保険事前相談依頼書を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</p> <p>(申込み)</p> <p>第 2 条 中小企業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日から 3 0 日前の日から船積の前日までに別紙様式第 2 による中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を本店等に提出するものとする。この場合において、一の輸出契約で代金が 2 以上の通貨で決済される場合又は貨物の仕向地が 2 以上にわたる場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(輸出契約の重大な内容変更の通知)</p> <p>第2条 被保険者は、約款第17条第1項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更を行ったことを通知するときは、当該変更の生じた日から1月以内かつ保険期間内に、別紙様式第2による中小企業輸出代金保険(変更・訂正)承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)を本店等(申込書を提出した方に限る。以下同じ。)に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第17条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2による変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第3条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第4条 保険契約者又は被保険者は、約款第9条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求までに本店等に通知するものとする。</p> <p>(保険契約の訂正等)</p> <p>第5条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による変更承認申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第6条 被保険者は、約款第30条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする</p>	<p>(輸出契約の重大な内容変更の通知)</p> <p>第3条 被保険者は、約款第17条第1項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更を行ったことを通知するときは、当該変更の生じた日から1月以内かつ保険期間内に、別紙様式第3による中小企業輸出代金保険(変更・訂正)承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)を本店等(申込書を提出した方に限る。以下同じ。)に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第17条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第3による変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第4条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第5条 保険契約者又は被保険者は、約款第9条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求までに本店等に通知するものとする。</p> <p>(保険契約の訂正等)</p> <p>第6条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第3による変更承認申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款第30条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする</p>	

新	旧	備考
<p>場合は、別紙様式第<u>3</u>－1による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第<u>3</u>－2による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第7条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第<u>1</u>による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第<u>4</u>－1による中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項又は前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第<u>4</u>－2による中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書を本店等に提出するものとする。</p> <p>(損失等発生のお知らせ)</p> <p>第8条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第<u>5</u>による中小企業輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書</p>	<p>場合は、別紙様式第4－1による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第4－2による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第8条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第2による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第5－1による中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項又は前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第5－2による中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書を本店等に提出するものとする。</p> <p>(損失等発生のお知らせ)</p> <p>第9条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第6による中小企業輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書</p>	

新	旧	備考
<p>類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)</p> <p>第9条 約款第13条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第6による中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(入金のお知らせ)</p> <p>第10条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第7による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第11条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第8による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)</p> <p>第10条 約款第13条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第7による中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(入金のお知らせ)</p> <p>第11条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第8による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第12条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第9による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第12条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第9による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第13条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第10による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 ～3 (略)</p> <p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第14条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第12による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(権利行使等の委任)</p> <p>第15条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項から第3項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第13-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状(以下「権利行使等委任状」という。)に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第13条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第10による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第14条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第11による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、別表1に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 ～3 (略)</p> <p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第15条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第13による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(権利行使等の委任)</p> <p>第16条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項から第3項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第14-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状(以下「権利行使等委任状」という。)に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、約款第26条第1項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式13-2による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第16条 被保険者は、約款第28条第2項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第14による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第17条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第15による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第12条第2項、第3項又は第26条第1項から第3項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、約款第26条第1項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式14-2による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第17条 被保険者は、約款第28条第2項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第15による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第18条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第12条第2項、第3項又は第26条第1項から第3項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任</p>	

新	旧	備考
<p>った場合はこの限りでない。</p> <p>2 ～4 (略)</p> <p>(回収金の納付)</p> <p>第18条 被保険者は、約款第28条第5項又は第6項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第17による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第19条 約款第28条第4項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第18による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第19による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出</p>	<p>を行った場合はこの限りでない。</p> <p>2 ～4 (略)</p> <p>(回収金の納付)</p> <p>第19条 被保険者は、約款第28条第5項又は第6項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第17による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第18による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第20条 約款第28条第4項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第19による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第21条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第20による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提</p>	

新	旧	備考
<p>するものとする。</p> <p>(提出部数)</p> <p>第21条 この細則に基づく書類を本店等に提出する場合、提出部数は、添付書類も含め1部とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年8月1日から実施する。</u></p>	<p>出するものとする。</p> <p>(提出部数)</p> <p>第22条 この細則に基づく書類を本店等に提出する場合、提出部数は、添付書類も含め1部とする。</p> <p>附 則 (略)</p>	

新			旧	備考
別表 1			(新設)	
別紙様式第 1 から第 4 - 2 の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式 5 から第 19 の提出先は本店とする。				
様式番号	提出書類	提出部数		
<u>1</u>	<u>中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>2</u>	<u>中小企業輸出代金保険（変更・訂正）承認申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>3 - 1</u>	<u>中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>3 - 2</u>	<u>中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>4 - 1</u>	<u>中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>4 - 2</u>	<u>中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>5</u>	<u>中小企業輸出代金保険損失等発生通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>6</u>	<u>中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>7</u>	<u>中小企業輸出代金保険入金通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>8</u>	<u>中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>9</u>	<u>中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>10</u>	<u>中小企業輸出代金保険保険金請求書</u>	<u>1(1)</u>		

新			旧	備考
<u>11</u>	<u>中小企業輸出代金保険保険金請求経緯書</u> (<u>保険金請求額が 300 万円以下の案件</u>)	<u>1(1)</u>		
<u>12</u>	<u>中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書</u>	<u>1</u>		
<u>13-1</u>	<u>中小企業輸出代金保険権利行使等委任状</u>	<u>1(1)</u>		
<u>13-2</u>	<u>「合理的な理由」認定申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>14</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>15</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>16</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収金納付通知書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>17</u>	<u>中小企業輸出代金保険弁済金入金報告書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>18</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書</u>	<u>1(1)</u>		
<u>19</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1(1)</u>		
<p><u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u> <u>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数</u> <u>提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</u></p>				

新		旧		備考
別表 2 (第 13 条第 1 項関係)		別表 1 (第 14 条第 1 項関係)		
約款第 2 条のてん補危険の場合の提出書類		約款第 2 条のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	(略)	1. 保険金請求書	(略)	
2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第11による保険金請求経緯書 (2) (略)	2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第12による保険金請求経緯書 (2) (略)	
3. ~ 19	(略)	3. ~ 19	(略)	
注:ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注:ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		